

市区町村別集計項目(推進体制等)

茨城県	
市区町村数	44

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)						
							有			無	有			無			
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況		
						25	34	26			44						
8	201	水戸市	男女平等参画課	1	1	1	1	水戸市男女平等参画基本条例	2001年3月27日	2001年9月28日		水戸市男女平等参画推進基本計画(第3次)	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1		
8	202	日立市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	日立市男女共同参画社会基本条例	2001年12月28日	2001年12月28日		第3次ひたち男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
8	203	土浦市	男女共同参画室	1	1	1	1	土浦市男女共同参画推進条例	2012年3月22日	2012年4月1日		第4次土浦市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1		
8	204	古河市	市民協働課 人権・男女共同参画室	1	1	1	1	古河市男女共同参画推進条例	2008年12月19日	2009年4月1日		第2次古河市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
8	205	石岡市	政策企画課	1	2	1	1	石岡市男女共同参画条例	2006年3月24日	2006年4月1日		第2次石岡市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1		
8	207	結城市	まちづくり協働課	1	2	1	1	結城市男女共同参画推進条例	2011年3月30日	2011年4月1日		第3次結城市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
8	208	龍ヶ崎市	こども家庭課	1	2	0	1	龍ヶ崎市男女共同参画推進条例	2002年3月27日	2002年4月1日		第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1		
8	210	下妻市	市民協働課	1	2	1	1	下妻市男女共同参画推進条例	2012年4月1日	2012年4月1日		第3次下妻市男女共同参画推進プラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
8	211	常総市	人権推進課	1	2	1	1	常総市男女共同参画推進条例	2007年3月22日	2007年4月1日		第2次常総市男女共同参画計画	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1		
8	212	常陸太田市	少子化・人口減少対策課	1	2	1	1	常陸太田市男女共同参画推進条例	2010年3月19日	2010年4月1日		ひたちおた絆プラン(第3次常陸太田市男女共同参画推進計画)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
8	214	高萩市	地方創生課	1	2	0	0				2	第3次高萩市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
8	215	北茨城市	まちづくり協働課	1	2	0	0				0	第3次きたいばらき男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
8	216	笠間市	秘書課	1	2	0	1	笠間市男女共同参画推進条例	2006年3月19日	2006年3月19日		キラリかさまプラン~第3次笠間市男女共同参画計画~	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
8	217	取手市	市民協働課	1	2	1	1	取手市男女共同参画推進条例	2005年1月4日	2005年1月4日		第3次取手市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
8	219	牛久市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	牛久市男女共同参画推進条例	2003年4月1日	2003年4月1日		牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画(第3次)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
8	220	つくば市	男女共同参画室	1	1	1	1	つくば市男女共同参画社会基本条例	2004年3月26日	2004年3月26日		つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
8	221	ひたちなか市	女性生活課	1	1	1	1	ひたちなか市男女共同参画推進条例	2003年4月1日	2003年4月1日		ひたちなか市第4次男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
8	222	鹿嶋市	女性支援室	1	2	0	1				0	第3次鹿嶋市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
8	223	潮来市	企画調整課	1	2	0	1	潮来市男女共同参画基本条例	2003年3月25日	2003年4月1日		潮来市第2期男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
8	224	守谷市	人権推進課	1	2	1	1	守谷市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日		第3次守谷市男女共同参画推進計画	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1		
8	225	常陸大宮市	市民課	1	2	1	1				0	第3次常陸大宮市男女共同参画計画後期基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
8	226	那珂市	市民協働課	1	2	0	0				0	第2次那珂市男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1		
8	227	筑西市	市民協働課	1	2	1	1	筑西市男女共同参画推進条例	2007年12月25日	2008年1月1日		第2次筑西市男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
8	228	坂東市	市民協働課	1	2	1	1	坂東市男女共同参画推進条例	2008年12月17日	2008年12月17日		第3次ばんどう男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
8	229	稲敷市	秘書政策課	1	2	0	1	稲敷市男女共同参画推進条例	2007年3月29日	2007年4月1日		第3次稲敷市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
8	230	かすみがうら市	市民協働課	1	2	0	1				2	かすみがうら市第3次男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
8	231	桜川市	生活環境課	1	2	1	0				2	第2次桜川市男女共同参画推進プラン	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1		
8	232	神栖市	市民協働課	1	2	0	1	神栖市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年1月1日		第2次神栖市男女共同参画計画「かみずハートフルプラン」	2018年3月 ~ 2023年3月	1	1		
8	233	行方市	事業推進課	1	2	0	1				1	第3次行方市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	0		
8	234	鉾田市	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	第3次鉾田市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
8	235	つくばみらい市	地域推進課	1	2	1	1	つくばみらい市男女共同参画推進条例	2010年3月23日	2010年8月1日		第2次つくばみらい市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1		
8	236	小美玉市	市民協働課	1	2	1	1	小美玉市男女共同参画条例	2008年12月22日	2009年4月1日		第2次小美玉市男女共同参画推進計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	0		
8	302	茨城町	地域政策課	1	2	0	1				0	第2次茨城町男女共同参画推進計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1		
8	309	大洗町	生涯学習課	2	2	0	0				0	第2次大洗町男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
8	310	城里町	総務課	1	2	1	1				0	城里町男女共同参画基本計画(第3次)	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例		男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)						
								有		無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
8	341	東海村	秘書広報課	1	2	1	1	東海村男女共同参画推進条例	2007年3月23日	2007年4月1日		第5次東海村男女共同参画行動計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	0	
8	364	大子町	まちづくり課	1	2	0	0				0	第2次大子町男女共同参画計画	2016年4月 ~ 2026年3月	0	1	
8	442	美浦村	企画財政課	1	2	1	1				2	第2次美浦村男女共同参画計画(後期推進計画)	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
8	443	阿見町	男女共同参画室	1	1	0	1	阿見町男女共同参画社会基本条例	2010年3月19日	2010年4月1日		阿見町第3次男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
8	447	河内町	秘書広聴課	1	2	0	0				0	河内町男女共同参画基本計画	2012年1月 ~ 2021年12月	0	1	
8	521	八千代町	まちづくり推進課	1	2	0	0				2	第2次八千代町男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1	
8	542	五霞町	人権推進室	1	2	0	0				0	五霞町男女共同参画推進プラン	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
8	546	境町	人権・協働ハーモニー室	1	2	1	1				2	さかい男女共同参画プラン(第4次)	2021年4月 ~ 2026年3月	0	1	
8	564	利根町	政策企画課	1	2	1	1	利根町男女共同参画推進条例	2020年12月9日	2021年4月1日		第2次利根町男女共同参画推進プラン	2020年4月 ~ 2025年3月	0	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			5						1	4	4	1	0	4	1	0	
8	201	水戸市	水戸市男女平等参画センター	びよんど	310-0063	茨城県水戸市五軒町1-2-12	029-226-3161	029-226-3162	<a href="https://www.city.mito.lg.jp/soshiki/05000/01006/index.html">https://www.city.mito.lg.jp/soshiki/05000/01006/index.html</a>	○	○			○			
8	202	日立市	日立市女性センター	らぼーるひたち	316-0036	茨城県日立市鮎川町1-1-10	0294-36-0554	0294-38-2460	<a href="http://rapporthitachi.jp/">http://rapporthitachi.jp/</a>	○		○			○		
8	203	土浦市	土浦市男女共同参画センター		300-8686	茨城県土浦市大和町9-1 ウララビル2F	029-827-1107	029-827-1234	<a href="https://www.city.tsuchiura.lg.jp/index.html">https://www.city.tsuchiura.lg.jp/index.html</a>	○	○			○			
8	204	古河市															
8	205	石岡市															
8	207	結城市															
8	208	龍ヶ崎市															
8	210	下妻市															
8	211	常総市															
8	212	常陸太田市															
8	214	高萩市															
8	215	北茨城市															
8	216	笠間市															
8	217	取手市															
8	219	牛久市															
8	220	つくば市															
8	221	ひたちなか市	ひたちなか市男女共同参画センター		312-8501	ひたちなか市東石川2丁目10番1号(ひたちなか市役所第2分庁舎2階)	029-354-0167	029-354-0167	<a href="https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/5/12/5/2486.html">https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/5/12/5/2486.html</a>	○	○			○			
8	222	鹿嶋市															
8	223	潮来市															
8	224	守谷市															
8	225	常陸大宮市															
8	226	那珂市															
8	227	筑西市															
8	228	坂東市															
8	229	稲敷市															
8	230	かすみがうら市															
8	231	桜川市															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)																		
			名称	愛称・通称	所在地等					施設形態		管理・運営主体									
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営						
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他				
8	232	神栖市																			
8	233	行方市																			
8	234	銚田市																			
8	235	つくばみらい市																			
8	236	小美玉市																			
8	302	茨城町																			
8	309	大洗町																			
8	310	城里町																			
8	341	東海村																			
8	364	大子町																			
8	442	美浦村																			
8	443	阿見町	阿見町男女共同参画センター	AMIふらっとセンター	300-0333	茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1886-1	029-896-3181	029-896-3181	https://www.town.ami.lg.jp	○		○				○					
8	447	河内町																			
8	521	八千代町																			
8	542	五霞町																			
8	546	境町																			
8	564	利根町																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主  な  事  業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			5					5	5	5	5	1	5	2	0	0	
8	201	水戸市	水戸市男女平等参画センター	2001年8月11日	5	0	6,912	○	○	○	○	○	○	○			
8	202	日立市	日立市女性センター	1993年8月2日	8	1	12,780	○	○	○	○		○				
8	203	土浦市	土浦市男女共同参画センター	1997年10月1日	3	1	6,795	○	○	○	○		○	○			
8	204	古河市															
8	205	石岡市															
8	207	結城市															
8	208	龍ヶ崎市															
8	210	下妻市															
8	211	常総市															
8	212	常陸太田市															
8	214	高萩市															
8	215	北茨城市															
8	216	笠間市															
8	217	取手市															
8	219	牛久市															
8	220	つくば市															
8	221	ひたちなか市	ひたちなか市男女共同参画センター	2002年4月1日	2	3	18,763	○	○	○	○		○				2021年4月～ひたちなか市役所本庁内に機能移転
8	222	鹿嶋市															
8	223	潮来市															
8	224	守谷市															
8	225	常陸大宮市															
8	226	那珂市															
8	227	筑西市															
8	228	坂東市															
8	229	稲敷市															
8	230	かすみがうら市															
8	231	桜川市															
8	232	神栖市															
8	233	行方市															
8	234	鉾田市															
8	235	つくばみらい市															
8	236	小美玉市															
8	302	茨城町															
8	309	大洗町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）															
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業								その他		
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業 ・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流		調査研究	
8	310	城里町																
8	341	東海村																
8	364	大子町																
8	442	美浦村																
8	443	阿見町	阿見町男女共同参画センター	2015年1月27日	0	3	6,852	○	○	○	○		○					
8	447	河内町																
8	521	八千代町																
8	542	五霞町																
8	546	境町																
8	564	利根町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			12			32	1	3.1	32	3	9.4	12	0	0.0	10	0	0.0	7,939	494	6.2
8	201	水戸市	1996年4月1日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							1264	162	12.8
8	202	日立市				1	0	0.0	2	0	0.0							23	1	4.3
8	203	土浦市	2012年11月18日	土浦市男女共同参画都市宣言	1	1	100.0	2	0	0.0								171	4	2.3
8	204	古河市	2009年2月7日	古河市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	1	100.0							223	9	4.0
8	205	石岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							298	7	2.3
8	207	結城市	2004年11月3日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							190	6	3.2
8	208	龍ヶ崎市				1	0	0.0	0	0								180	12	6.7
8	210	下妻市				1	0	0.0	1	0	0.0							311	12	3.9
8	211	常総市				1	0	0.0	1	0	0.0							217	8	3.7
8	212	常陸太田市				1	0	0.0	0	0								124	0	0.0
8	214	高萩市				1	0	0.0	1	0	0.0							408	57	14.0
8	215	北茨城市				1	0	0.0	1	0	0.0							64	2	3.1
8	216	笠間市				1	0	0.0	1	0	0.0							309	7	2.3
8	217	取手市				1	0	0.0	1	0	0.0							82	4	4.9
8	219	牛久市	2015年1月24日	牛久市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							64	5	7.8
8	220	つくば市	2003年11月16日	つくば市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	1	50.0							602	39	6.5
8	221	ひたちなか市				1	0	0.0	1	0	0.0							83	0	0.0
8	222	鹿嶋市				1	0	0.0	1	0	0.0							101	2	2.0
8	223	潮来市	1999年12月10日	潮来市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	1	100.0							66	1	1.5
8	224	守谷市	2009年3月17日	守谷市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							158	17	10.8
8	225	常陸大宮市				1	0	0.0	0	0								92	0	0.0
8	226	那珂市				1	0	0.0	1	0	0.0							68	1	1.5
8	227	筑西市	2011年9月7日	筑西市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							457	28	6.1
8	228	坂東市				1	0	0.0	1	0	0.0							155	3	1.9
8	229	稲敷市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	2	2.1
8	230	かすみがうら市				1	0	0.0	1	0	0.0							186	3	1.6
8	231	桜川市				1	0	0.0	1	0	0.0							119	2	1.7
8	232	神栖市				1	0	0.0	1	0	0.0							85	1	1.2
8	233	行方市				1	0	0.0	1	0	0.0							92	0	0.0
8	234	鉾田市				1	0	0.0	1	0	0.0							156	5	3.2
8	235	つくばみらい市	2011年3月27日	つくばみらい市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							215	15	7.0
8	236	小美玉市				1	0	0.0	0	0								120	1	0.8
8	302	茨城町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	0	0.0
8	309	大洗町										1	0	0.0	1	0	0.0	205	27	13.2
8	310	城里町										1	0	0.0	1	0	0.0	420	43	10.2













都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 の 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				前1 議員の出産を欠席事由として 明記した規定(産休を含む)があるか。	前2 前2で、1.を選出した場合、 取得することが可能 かつ制定されたか。	前3 前3で1.を選出した場合、 取得することが可能 な休業期間は、次のうち どれか。	前4 前4で1.を選出した場合、 取得することが可能 な産前産後期間の 明記はあるか。	前5 前5で1.を選出した場合、 取得することが可能 な産前産後期間の 明記はあるか。	前6 前6で1.を選出した場合、 取得することが可能 な産前産後期間の 明記はあるか。	前7 前7で1.を選出した場合、 取得することが可能 な産前産後期間の 明記はあるか。	前8 議員の仕事と生活の両立の観点から の欠席事由について、 以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い							
			1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、 不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産 前産後の休業期間の期 間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産 前産後の休業期間の期 間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
8	217	取手市	3	取手市議会	1	2	2	1	取手市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、 14週間)前の日から当該出産の日後8週間 を経過する日までの範囲内において、その期間を 明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出す ることができる。 第9条2 委員 は、出産のため出席できないときは、出産予定 日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週 間)前の日から当該出産の日後8週間を経過す る日までの範囲内において、その期間を明らか にして、あらかじめ委員長に欠席届を提出する ことができる。	3	減額の規定は別 にあるが、産前産 後の期間は適用除外 と明記している。	1	1	1	1	1	1	
8	219	牛久市	4	牛久市議会	1	2	3	2	1つづば市議会会議規則、2つづば市議会委員 会条例 ①(欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できない ときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8 週間を経過する日までの範囲内において、その 期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。 ②(欠席、遅刻又は早退の届出) 第12条第2項 委員は、出産のため出席できな いときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合 にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後 8週間を経過する日までの範囲内において、その 期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届 を提出することができる。	2		1	4	1	1	1	1	4
8	220	つくば市	1	つくば市議会	1	2	2	1	1つづば市議会会議規則、2つづば市議会委員 会条例 ①(欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できない ときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8 週間を経過する日までの範囲内において、その 期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。 ②(欠席、遅刻又は早退の届出) 第12条第2項 委員は、出産のため出席できな いときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合 にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後 8週間を経過する日までの範囲内において、その 期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届 を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	2

都 市 区 町 村 コ ム ニ ティ ド 名	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			前1	前2	前3	前4	前5	前6	前7	前8						
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	前2で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)が制定されたか。	前3で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	前4で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	前5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	前6で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	前7で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	前8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の休業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の休業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
8220	つくば市	<p>(旧姓の使用の中止)</p> <p>第6条旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第5号)を所属長を経由して任命権者に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、新たに婚姻等により戸籍上の氏を改めた場合を除き、再び旧姓を使用することはできない。</p> <p>(旧姓の使用の管理)</p> <p>第7条任命権者は、旧姓使用者台帳(様式第6号)を管理し、旧姓の使用の適正な管理に努めなければならない。</p> <p>(旧姓を使用する職員等の責務)</p> <p>第8条旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民、職務上の関係者及び他の職員に誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。</p> <p>2 旧姓を使用する職員は、当該職員の異動(任命権者を除く)又は当該職員の新属長の異動により所属長に変更が生じたときは、新たな所属長に旧姓の使用の承認を受けたことを証する書類を提示しなければならない。</p> <p>3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適正な運用が図られるように努めなければならない。</p> <p>(他の任命権者の承認を受けた者の取扱い)</p> <p>第9条他の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員については、当該承認を受けたことを証する書類の写しを所属長を経由して任命権者に提出することにより、任命権者が旧姓の使用を承認したものとみなし、第3条及び第4条の規定による手続を省略することができるものとする。</p> <p>(他団体への職員派遣)</p> <p>第10条国及び他の地方公共団体等へ派遣された職員の旧姓の使用については、派遣先の団体の取扱いによるものとする。</p> <p>附則 (施行期日) 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要項の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、第3条第2項の規定にかかわらず、この要項の施行の日から平成30年5月31日までの間に同条第1項の規定による申請をすることができる。</p>	議会名													





都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 開 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査	議員の選称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 開 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																			
			前1 議員の出産を欠席事由として 明記した規定(産休を含む)があるか。	前2 前2で、1.を選択した場合 当該部分の条文(本文)を記入してください。	前3 前3で、1.を選択した場合、 取得することが可能な休業期間 は、次のうちどれか。 1. 労働基準法65条の産前産後 期間の明記はあるか。 2. 2014年度以前 2. 2015年度以降	前4 前4で、1.を選択した場合、 出産に係る産前産後期間の 明記はあるか。	前5 前5で、1.を選択した場合、 当該部分の条文(本文)を記入 してください。	前6 前6で、1.を選択した場合、 休暇期間の報酬について減額 の規定はあるか。	前7 前7で、1.を選択した場合、 当該部分の条文(本文)を記入 してください。	前8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い														
										議 会 名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
コ コ ロ シ ド	村		1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 当該部分の条文(本文)を記入 してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、 不明等)	1. 労働基準法65条の産前産 後期間の明記はあるか。 2. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。			1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例												
8	227	浜西市	4		浜西市議会	1	2	2	1		浜西市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。			2					1	1	1	1	1	1
8	228	浜東市	4		浜東市議会	1	2	3	2		浜東市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。			2					4	4	4	4	2	4
8	226	福敷市	4		福敷市議会	1	2	2	1		福敷市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。			2					1	1	1	1	1	1
8	230	かずみがら市	2		かずみがら市議会	3					かずみがら市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。								4	4	4	4	4	4
8	231	桜川市	4		桜川市議会	1	2	2	1		桜川市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。			2					1	1	1	1	1	1
8	232	神栖市	4		神栖市議会	1	2	2	1		神栖市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。			2					1	1	1	1	1	1
8	233	行方市	2		行方市議会	1	2	2	1		行方市議会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、 配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席 できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに 議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。			2					1	1	1	1	1	1
8	234	絆田市	4		絆田市議会	1	2	2	1		絆田市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。			2					1	1	1	1	1	1



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 の 職 員 の 選 任 又 は 旧 姓 の 使 用 に 関 する 規 定	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 関 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																
			前1		前2		前3		前4		前5		前6		前7		前8		
			議会の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	前2で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は制定されたか。	前3で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	前4で1.を選択した場合、取得することが可能な産前産後期間の明記はあるか。	前5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	前6で1.を選択した場合、休暇期間の短縮については減額の規定はあるか。	前7で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	前2 1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	前3 1. 労働基準法65条の産前産後の休業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の休業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	前4 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	前5 美浦村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、産前、産後、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の間議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	前6 1. あり 2. なし 3. その他	前7 その他具休例	前8 配偶者の 出産	前8 育児	前8 家族の 看護	前8 家族の 介護	前8 疾病	前8 その他		
8	442	美浦村	4		1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	
8	443	阿見町	3		1	2	3	2		2			2	2	2	2	2	2	
8	447	河内町	1	(目的)第1条 この要綱は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を本項において使用することに關し、必要な事項を定めることとす。	河内町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	4	4
8	521	八千代町	4		1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	
8	542	五霞町	1	五霞町議員旧姓使用規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、議員が互いに居性を尊重し、能力を發揮しやすしい職場環境の整備を図るため、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き継ぎ等婚等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等(職務上作成する文書及び電磁的記録等)に用い、以下同し。)に使用する場合に關し、必要な事項を定めるものとする。 (承認の申請) 第2条 旧姓を使用しようとする議員(以下「旧姓使用者」という。)は、旧姓使用に当たり町長の承認を受けなければならない。 2. 前項の承認を受けるときは、五霞町旧姓使用承認申請書(様式第1号)を各課の長(五霞町行政組織規程(平成26年5月31日現行)第1章第1項に規定する課長をいう。以下同じ。)を経て町長に提出しなければならない。 (承認) 第3条 町長は、前条に規定する申請があつた場合は、旧姓が専ら組織内部で使用され、職務遂行に支障がないと認めるときは、旧姓使用について承認するものとする。 第4条 町長は、前条の規定により旧姓使用を承認した場合は、五霞町旧姓使用承認通知書(様式第2号)を各課の長を経て旧姓使用者に通知するものとする。	五霞町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	2	2
8	548	埴野町	4		1	2	3	2		2			2	2	2	2	2	2	
8	564	利根町	4		1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や遊園所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
市区町村	議員数	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。(臨時のものも含む)	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に限らずの)以外を行っているかどうか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。	問18 1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	に1関、定すハ等るラ、規スが定メある倫ト理防規止 す2る、議ハを設置ラ向ス付メ向ケ相談窓に口開 に3関、ハ行ラつ議スで員メ向ケ研防規止	4 その他 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
		0	1	6	5	0	0	0	0	3	2	2	
		1	5	4	0	0	0	0	3	3	40	40	
		0	0	34	0	0	1	0	41	0	2	2	
		43	38	0	0	0	0	0	0	38			
8201	水戸市	4	4	3				3	1	水戸市議会の先例・申し合わせ事項 【総則】第13節 議員及び執行機関の説明員の呼称 議員の連称名の使用については、本人からの申し出があり、代議員会議において、協議の結果、これを認めた例がある。	2		
8202	日立市	4	4	3				3	4		2		
8203	土浦市	4	4	3				3	4		2		
8204	常陸市	4	4	3				3	4		2		
8205	石岡市	4	4	3				3	4		2		
8207	龍谷町	4	4	3				3	4		2		
8208	龍ヶ崎町	4	4	3				3	4		2		
8210	下妻市	4	4	3				3	4		2		
8211	常総市	4	4	3				3	4	①常総市地域防災計画 ②常総市国土強靱化地域計画 ③第3編 震災応急対策編 第1章 初期対応 第2節 災害対策本部 分掌事務-女性相談窓口の設置に関すること ④推進方針 (1)行政機能(男女共同参画の視点にたった防災体制の確立) 被災者ごとのニーズの違いや多様な視点を考慮した災害対策を進めるため、防災に関する方針決定や防災の現場への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点にたった防災体制の確立を図ります。	1		
8212	常陸太田市	4	4	3				3	4		2		
8214	高萩市	4	4	3				3	4	議会要覧 先例・申し合わせ事項	2	北茨城市地域防災計画	
8215	北茨城市	4	4	1	1	第4条 議員は、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をせしてはならない。		3	1	156 議員活動における議員の連称名使用については、議員の申し出を行い、許可を得るものとする。改選後、正副議長の選挙が行われていない場合は、市長議員に申し出を行い、許可を得るものとする。いずれの場合も許可の直近の全員協議会で報告するものとする。	1	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立、市及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性の参画について積極的に拡大する。	
8216	笠間市	4	4	3				3	4		2		
8217	取手市	2	2	1	3			3	2	女性議員による議会改革特別委員会を設置して検討を行い、女性が議員として参画しやすくなるよう議会改革を推進。(議会の文書事由ご出席、出席立会い、育児、介護、看護等)を明文規定、乳幼児を連れての参加自由化、議事録に、育児や授乳ができるスペースを割り当てたり、小窓が利用しやすい等の設備の実施、誰もが政治参画しやすくなるよう法整備を求める意見書等の提出等。また、オンラインによる委員会の質疑・表決を行えるよう規則を改正。市民等でも本会議に参加するための仕組みづくりを、官・民・学で連携し取り組んでいる(宇モテック直轄)。	2		

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。		
群馬	利根町	1. 人員及び場所の設置率は提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	に1. 間一定するハラスメントを規定している 2. 議員向け研修を規定している 3. 研修を規定している 4. その他	4 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
8219	牛久市	4	4	3			3	1		2		
8220	つくば市	4	1	1	1		3	2		2		
8221	ひたちなか市	4	4	3			3	4		2		
8222	蕨町	4	4	3			3	4		2		

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当事務局長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。			
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合、当該部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合、当該部分の案文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。					
	市	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	に1. 間、定すハラを設置してある倫ト、理防禁止	2. する。議員向ハラスメントを防止するに努めること。	3. 間、をすハラを議員向ハラスメントを防止するに努めること。	4. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合、当該部分の規定を記入してください。
8223	福永市	4	2	2							2	4			2
8224	宇治市	4	4	3							3	2			2
8225	福永市	4	4	3							3	4			2
8226	福永市	4	4	3							3	4			2
8227	福永市	4	4	3							3	4			2
8228	福永市	4	2	3							3	4			2
8229	福永市	4	4	2							2	4			2
8230	みずがうら市	4	2	3							3	4			2
8231	桜川市	4	4	1	1				桜川市議会基本条例 第20条2. 調査、質問など政務活動においては、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど、立場上生じやすい圧力行為を慎むよう留意する必要がある。	3	4			2	
8232	神栖市	4	4	1	1				神栖市議会議員政治倫理条例 (人権侵害のおそれのある行為の禁止) 第4条 議員は、その地位を利用して、嫌がらせをし、強制又は圧力をかける行為をしてはならない。人権侵害のおそれのあるすべてのハラスメント行為についても同様とする。	3	4			2	
8233	行方市	4	4	3							3	4			2
8234	福永市	4	4	3							3	4			2
8235	みずがうら市	4	2	2							3	4			2
8236	小栗浜町	4	4	3							3	4			2
8237	大洗町	4	4	3					大洗町議会政治倫理条例 第4条 議員は、次の各号に掲げる基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (1) 町民全体の代表者として、その品位又は名譽を損なうおそれのある行為をしないこと。 (2) 町民全体の利益を旨として行動し、その地位を利用してかたる命を要しないこと。 (3) 特定のものの利益を目的として、町が行う許可、許可等又は町若しくは町が資本金等の2分の1以上を出資し、若しくは出している法人(以下「出資法人」という。)が行う売買、貸借、賃貸その他の契約は、町取組等という。に關し、その地位を利用して、不正に影響を行使しないこと。 (4) 町又は出資法人の職員の採用、昇格等の人事に關し、その地位を利用して、不正に影響を行使しないこと。 (5) 報酬として町から補助金の交付を受ける団体の代表等に就任しないこと。 (6) 地域行事等の参加費負担に当たっては、町民行為の遂行を妨げないよう実質負担額の負担を徹底し、行事主催者に対しその理解を求めること。	3	4			2	
8310	城里町	4	4	3							3	4			2
8341	東海村	4	4	3							3	4			2
8344	大字町	4	4	3							3	4			2
8442	桑津村	4	4	3							3	4			2
8443	阿波野	4	4	3							3	4			2
8447	内子町	4	4	3							3	4			2
8521	八千代町	4	4	3							3	4			2
8542	五箇野	4	4	2							2	4			2
8543	福永市	4	4	3							3	4			2
8564	群根町	4	4	3							3	4			2